

三重県医師修学資金貸与制度の概要

医療対策局地域医療推進課

(1) 対象者

- ・医学部医学科学生（1年生から6年生）
- ・出身地および医学部の所在地は、県内に限らず県外も対象とする

(2) 貸与枠

- ・新規貸与は年間80名までとする

(3) 貸与額

・入学初年度（大学1年生） 1,517,800円

・次年度以降（大学2年生から6年生まで） 各年度 1,235,800円

（参考：入学年から卒業年まで貸与を受けた場合の合計 7,696,800円）

(4) 返還免除条件

- ・医学部を卒業後に、医師として一定の年数を県内で勤務することにより貸与額全額の返還を免除する
- ・返還のための条件を数パターン用意することで、医学生の多様な将来設計に対応し、修学資金の借り手を増やすことをねらいとする。

①県内勤務医コース

- ・卒後県内10年間勤務（へき地義務なし）

例) 勤務医コース

	初期研修	県内病院勤務
時期	卒後1・2年	卒後3年目～10年目 (留学等の理由で2年間まで一時停止可能)
場所	県内研修病院 (※1)	以下のア～エの県内医療機関(※2)で勤務 (勤務地の移動等の制限なし)

※1 県内研修病院 … 県内にある国が定める臨床研修病院

※2 県内病院

ア 救急告示病院

三重県内の救急告示病院（H23.1月現在55病院）で救急医療に関連する診療科〔内科系（一般、循環器、消化器、呼吸器、血液、腎臓、アレルギーなど）、外科系（一般、消化器、小児など）、心臓血管、胸部、形成、脳神経外科、整形外科、麻酔科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科など〕の医師として勤務。

救急医療に専従する必要はなく、上記診療科の医師として県内の救急告示病院に勤務すれば、救急医療に従事しているとみなします。

- イ 小児救急医療拠点病院（H20.3月現在1病院）及び地域小児救急医療センター（H20.3月現在3病院）
- ウ 二次救急医療施設（H22.1月現在33病院）、三次救急医療施設（H22.6月現在4病院）及び三重県精神科救急医療システム救急医療施設等（H21.4月現在15病院）
- エ へき地医療拠点病院及びへき地診療所（H23.12月現在7病院、24診療所）並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項に規定する総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が公示する過疎地域をその区域とする市町並びに同法第33条第2項に規定する過疎地域とみなされる区域の県内の公立の医療機関（2病院、6診療所）

②へき地医療コース

- ・内科・外科コース……………卒後県内7年間勤務（へき地勤務4年）
- ・小児科・産婦人科コース………卒後県内6年間勤務（へき地勤務2年）

例)へき地内科・外科コース

	初期研修	へき地勤務	専門研修	へき地勤務
時期	卒後1・2年目	卒後3・4年目	卒後5年目	卒後6・7年目
場所	県内研修病院	へき地大病院	県内研修病院	へき地小病院(診療所)

※県内研修病院 …… 国が定める臨床研修病院

※へき地大病院 …… 紀南病院、尾鷲総合病院、志摩病院

※へき地小病院（診療所） ……報徳病院、南伊勢病院および過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、山村振興法の指定地域にあるへき地診療所

例)へき地小児科・産婦人科コース

	初期研修	専門研修	へき地勤務
時期	卒後1・2年目	卒後3・4年目	卒後5・6年目
場所	県内研修病院	県内研修病院	へき地病院

※県内研修病院 …… 国が定める臨床研修病院

※へき地病院 …… 紀南病院、尾鷲総合病院、志摩病院

三重県医師修学資金貸与制度 Q&A

Q1 どれだけの金額貸与してもらえますか？

→入学の年に 1,517,800 円、2年目以降は 1,235,800 円の貸与が受けられます。（6年間借りた場合 7,696,800 円）

Q2 三重県出身じゃないと貸与が受けられませんか？

→三重県出身の方はもちろん、県外出身の方でも大学卒業後県内で一定期間勤務する意志があれば貸与を受けることができます。

Q3 三重大学の医学生だけが対象ですか？

→三重大学の医学生だけでなく、他の国公立大学や私立大学の医学生も対象です。

Q4 1年生しか貸与が受けられないのですか？

→何年生でも貸与を受けられます。ただし、何年生から貸与を受けても返還免除期間は同じです。

Q5 他の奨学金制度との併用は可能ですか？

→日本学生支援機構などの就労義務のない奨学金であれば併用は可能です。

Q6 貸与の条件に保護者の収入制限がありますか？

→申請に必要な書類として連帯保証人の所得証明を添付していただきますが、保護者の収入制限はありません。

Q7 貸与を受けたい場合はどうすればいいですか？

→申請期間は平成24年4月1日から平成24年6月30日までですので、この期間中に申請書類を提出してください。なお、申請書類はホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/oinainet/syugaku.htm>）にアップしますのでダウンロードしていただくか、医療政策室までご連絡いただければ郵送させていただきます。

Q8 貸与人数は何名ですか？

→新規貸与人数は80名です。

Q9 申請したらどのように貸与が決まりますか？

→申請いただいた方については、夏休み中に面接を行い、貸与者を決定する予定です。貸与が決定した方には借用書等を提出いただき、9月に1年目の修学資金を入金します。2年目以降は4月末に入金します。

Q10 返還免除になるためにはどうすればいいですか？

→将来選択するプログラムにより以下の年数勤務すれば返還免除となります。

○県内勤務医プログラムの場合

- ・県内救急病院または規則で定める救急医療機関等10年勤務（へき地義務なし）

○へき地プログラムの場合

- ・小児科、産婦人科は県内勤務6年間（へき地義務2年）
- ・内科、外科は県内勤務7年（へき地義務4年）

Q11 返還する場合は借りた金額を返還すればよいのですか？

→県内での勤務することができないなどの理由により返還していただく場合は、貸与した額に年10%の利息をつけて返還していただくこととなります。

Q12 申請時にプログラムや診療科を決めなければいけませんか？

→申請時は将来県内で勤務する意志があれば問題ありません。どのプログラムや診療科を選ぶかについては臨床研修の2年目に決めてもらいます。

Q13 大学卒業後の臨床研修先や3年目以降の勤務先は自分で決められますか？

→臨床研修先は三重県内になりますが、自分で決めるすることができます。3年目以降の勤務先については、ご自身で選択していただくこととなります。

なお、今後、修学資金の貸与を受けた多くの医師が勤務を開始することから、皆さんのキャリア形成の支援をしつつ、返還免除のための勤務をスムーズにしていただけるような仕組みづくりを進め、皆さんの卒業後の進路決定の相談に応じていく予定です。

Q14 県内勤務医コース選択時は救急医療に専従しないといけませんか？

→救急医療に専従する必要はありません。県内救急病院又は規則で定める救急医療機関等で通常の勤務をしていれば救急医療に何らかの関わりを持ちますので、それをもって救急医療に従事しているとみなします。

Q15 臨床研修終了後、大学院への進学や国内外への留学はできますか？

→県内勤務医プログラムの場合は2年間まで県内救急病院での勤務を中断することができますので、2年以内の留学は可能です。大学院に関しては、研究のみを行っている期間は中断とみなしますので、大学院で研究のみに従事する期間は最大で2年間です。ただし、三重大学大学院に在籍しながら大学病院病棟業務等に従事している場合は勤務医を継続しているとみなします。

Q16 産休や育休をとると返還の対象となりますか？

→法律の定めによる産休及び育休は返還の対象にはなりません。産休については勤務期間とみなし、育休については中断とみなします。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

三重県健康福祉部医療対策局 地域医療推進課 医師確保対策グループ

電話 059-224-2326 E-mail chiiryo@pref.mie.jp